

令和7年度
教育委員会が行う政策等の評価に関する
実施計画

令和7年4月

秋田県教育委員会

目 次

第一 政策等の評価の実施に関する考え方	1
第二 政策評価の実施について	2
第三 施策評価の実施について	4
第四 事業評価の実施について	6
一 事業評価の対象及び種類	6
二 目的設定	6
三 継続事業の指標及び目標値の見直し	8
四 中間評価	8
五 事後評価	11
第五 政策等の評価結果等の公表について	14
第六 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について	14
教育委員会が行う政策等の評価に関する調書	15
(参考資料)	
1 評価の体系及び実施主体・対象等一覧	25
(1) 知事が行う政策等の評価の体系	26
(2) 政策等の評価の実施主体・対象等一覧	27
2 政策評価等の年間スケジュール及び作業手順	28
(1) 政策評価等の年間スケジュール	29
(2) 作業手順（フロー図）	30
3 政策・施策評価の幹事部局及び評価コード一覧	31

第一 政策等の評価の実施に関する考え方

1 政策等の評価の位置づけ

- ・ 社会経済情勢が激しく変化する中で、住民が行政に求めるサービスは多様化しており、施策・事業を適切に選択し、厳しい財政状況を踏まえた一層効果的で効率的な行政を展開していく必要がある。
- ・ 地方分権の進展に伴い、地方公共団体においては、自己決定、自己責任に基づく政策の推進が求められ、また、特色ある豊かな地域を築いていくためには、NPO等民間団体や地域住民とのパートナーシップの下、地域の事情に即した施策・事業を展開していくことが必要となっている。このため、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、住民の積極的な参画による行政を進めていく上で、行政による説明責任の徹底を図っていくことが必要である。
- ・ こうしたことから、「成果を重視した効率的な県政の推進」や「県民への説明責任の徹底」を目的とする政策等評価の果たす役割は重要である。「企画・立案(plan)－実施(do)－評価(check)－改善(action)」の一連のマネジメントサイクルの中で政策等の評価を適切に実施し、その結果を次の政策形成や事業の改善に反映させることで、県政の着実な推進を図る。

2 重点的に取り組む事項

(1) 適切な評価の実施と有効活用

- ・ 政策等の評価に当たっては、社会経済情勢、県民ニーズの推移を的確に把握し、適切かつ厳格な実施に努める。併せて、評価を通じて得られた推進上の課題などを政策等の企画立案や見直し、予算編成に積極的に反映・活用させるものとする。

(2) 評価制度の改善

- ・ より客観的で分かりやすい評価とするため、評価の観点や基準の見直しを図るなど、評価手法の不断の改善に努める。

(3) 評価に関する情報提供の充実

- ・ 政策等の評価は、県民に対し、県の取組の状況を説明する重要な機会であることから、県民に関心を持ってもらえるような広報に努める。

第二 政策評価の実施について

1 目的

政策評価は政策の推進途上において、政策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など政策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

政策評価は、「新秋田元気創造プラン」の六つの戦略を対象として実施する。

3 実施主体

政策評価は、企画振興部長が実施する。

4 評価の方法

原則として、定量的評価（各施策の評価結果）により総合評価を決定する。ただし、定性的評価（政策を取り巻く社会経済状況等）を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。

評語の決定方法については、別表1のとおりとする。

5 実施の時期

企画振興部長は、7月末日までに政策評価を実施する。

6 評価調書

（1）評価調書の様式

評価調書は、別紙様式1「政策評価調書」とする。

（2）評価の確定

政策評価委員会に諮問した場合には、政策評価委員会の意見を付して、政策評価調書を確定する。

7 評価結果の活用

企画振興部長及び評価対象政策を所管する部長は、政策評価結果を「新秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進に活用するものとする。

（別表 1）政策評価における評語の決定方法

（1）定量的評価

戦略毎に、施策の評価結果の平均点から判定する。

評価結果	判定基準
A相当	平均点が4点
B相当	平均点が3点以上4点未満
C相当	平均点が2点以上3点未満
D相当	平均点が1点以上2点未満
E相当	平均点が1点未満

施策評価結果の配点 a：4点、b：3点、c：2点、d：1点、e：0点

（2）定性的評価

必要に応じて、政策を取り巻く社会経済状況等から判定する。

（3）総合評価

評価結果	判定方法
A	原則として、定量的評価により総合評価を決定する。ただし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。
B	
C	
D	
E	

第三 施策評価の実施について

1 目的

施策評価は、施策（目指す姿）の推進途上において、施策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、施策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

施策評価は、「新秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる 29 の施策と基本政策に掲げる 7 の施策から成る政策・施策体系上に掲げる 36 の施策のうち、教育委員会が所管する次の各号に掲げる施策を対象として実施する。

- 一 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成
- 二 確かな学力の育成
- 三 グローバル社会で活躍できる人材の育成
- 四 豊かな心と健やかな体の育成
- 五 生涯にわたり学び続けられる環境の構築

3 実施主体

施策評価は、教育委員会が実施する。ただし、評価の実施状況及び評価結果については、企画振興部長が事前確認を行うことができるものとする。

4 評価の方法

原則として、定量的評価（成果指標の達成状況）により総合評価を決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因（経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等）がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。

評語の決定方法については、別表 2 のとおりとする。

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、施策の推進上の課題に関する県民意識を把握し、施策評価に反映させるものとする。

6 実施の時期

教育委員会は、7 月の教育委員会会議において施策評価を実施する。

7 評価調書

（1）評価調書の様式

施策評価に用いる評価調書は、別紙様式 2 「施策評価調書」とする。

（2）評価の確定

政策評価委員会に諮問した場合には、政策評価委員会の意見を付して、施策評価調書を確定する。

8 評価結果の活用

企画振興部長及び施策幹事部長は、施策評価結果を「新秋田元気創造プラン」に基づく施策の効果的な推進に活用するものとする。

（別表２）施策評価における評語の決定方法

（１）定量的評価

施策の成果指標の達成状況から定量的に判定する。

【成果指標の達成率の判定基準】

評価結果	判定基準
４点	達成率が 100%以上
３点	達成率が 90%以上 100%未満
２点	達成率が 80%以上 90%未満
１点	達成率が 70%以上 80%未満
０点	達成率が 70%未満
n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評価結果	判定基準
a 相当	判定結果の平均点が 3.6 点以上
b 相当	判定結果の平均点が 3.2 点以上 3.6 点未満
c 相当	判定結果の平均点が 2.8 点以上 3.2 点未満
d 相当	判定結果の平均点が 2.4 点以上 2.8 点未満
e 相当	判定結果の平均点が 2.4 点未満

なお、判定結果の平均点は実績値が未判明となった成果指標を除いて算出する。

（２）定性的評価

考慮すべき場合には、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から判定する。

（３）総合評価

評価結果	判定方法
a	原則として、定量的評価（成果指標の達成状況）により総合評価を決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因（経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等）がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。
b	
c	
d	
e	

第四 事業評価の実施について

一 事業評価の対象及び種類

1 事業評価の対象

事業評価は、政策及び施策を推進するために実施する予算事業（以下「政策経費事業」という。）を対象として実施する。

2 事業評価の種類

事業評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 目的設定
- 二 中間評価
- 三 事後評価

二 目的設定

1 目的設定の目的

事業の企画立案や実施に当たり、課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態（指標及び目標値）を明らかにするため、目的設定を実施する。

2 目的設定の対象

目的設定は、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算に新たに予算要求する新規事業であって、政策経費事業を対象とし、予算見積書を単位として実施する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業
- 二 県有施設の維持修繕事業（老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要のある事業）及び解体撤去のみの事業並びに機器更新事業
- 三 受託事業や交付金事業で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で、県の政策関与が生じない事業（例えば、委託調査事業など）
- 四 教育委員会内部の組織機構等の管理運営に関する事務で、総事業費が1億円未満の事業（例えば、システム構築事業など）
- 五 計画策定事業及び調査・統計事業
- 六 基金積立事業などの他会計繰出金
- 七 公債費（地方債の定期償還に係るものに限る。）

3 目的設定の実施主体

目的設定は、評価対象新規事業を所管する課長（以下「新規事業所管課長」という。）が実施する。

4 事業の実施に当たっての考察

(1) 必要性の考察

目的設定において、事業内容が、真に課題を解決するものかといった観点から事業実施の必要性を考察する。

(2) 有効性の考察

目的設定において、事業内容が、目的及び指標を達成するために最も適切な手段であるかを考察する。

5 事業の効果の把握

(1) 効果の把握の方法

目的設定においては、事業の効果を測定するための指標及び年度毎の目標値を設定し、その妥当性について自ら点検する。

(2) 指標の設定等に関する事項

事業の効果を測定するための指標は、事業の目的を的確に捉えたものとし、事業の成果を定量的に表す成果指標とすることを基本とする。ただし、成果指標の設定が困難な場合には、実施した取組量を表す業績指標を設定する。

なお、目標値は、すう勢等を踏まえ、一層努力することで到達できるものとする。また、基盤・施設整備事業については、当該施設等の効果が発揮される整備後の目標値を設定する。

(3) 効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や用いるデータ等の出典、時期について調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の企画立案に当たっては、アンケート調査や各種委員会・審議会等における意見聴取、事業対象者へのヒアリング等により住民ニーズを把握し、目的設定に反映させるものとする。

7 目的設定の実施の時期

新規事業所管課長は、総務課長が別に通知する日までに目的設定を実施する。

8 目的設定表

(1) 目的設定の様式

目的設定に用いる評価調書は、別紙様式3「事業評価調書」とする。

(2) 目的設定の点検

各部局の主管課長は、新規事業所管課長が実施した目的設定の内容を点検し、必要に応じて助言を行う。

(3) 目的設定の修正

目的設定の内容は、予算査定の状況に応じ修正する。

(4) 指標及び年度毎の目標値の審査点検

総務課長は、指標及び年度毎の目標値の妥当性について審査点検を実施する。

この場合において、総務課長は、必要に応じ、ヒアリングを実施することができる。

9 目的設定の活用

新規事業所管課長は、目的設定の内容を予算要求における説明資料や事業実施のための資料として活用し、各部長、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

三 継続事業の指標及び目標値の見直し

1 指標及び目標値の見直しについて

継続事業について、評価調書において定めた指標及び目標値が社会情勢等の変化により妥当性を欠くものとなった場合は、当該継続事業の所管課長が総務課長に協議した上で見直すことができるものとする。

2 見直しに係る協議の手続について

指標及び目標値の見直しに係る協議は、当該継続事業を所管する課長が、次の事項を記載した書面を総務課長に提出することで行う。

- 一 当該継続事業の名称
- 二 現行及び見直し後の指標及び目標値
- 三 見直しを行う理由

四 中間評価

1 中間評価の目的

中間評価は、継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ効率的な事業推進のための課題と推進方向を示すことを目的として実施する。

2 中間評価の対象

中間評価は、令和7年度の当初予算に計上されている継続事業であって、目的設定をしている政策予算に係る事業を対象とし、予算見積書を単位として実施する。ただし、目的設定の対象外事業及び次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 一 前年度の年間事業費（決算額）が300万円未満のもの
- 二 その他
 - ア 基盤・施設整備事業（当該事業に係る調査・設計を含む。）
 - イ 決定済みの補助金交付事業（利子補給金等）

3 中間評価の実施主体

中間評価は、評価対象継続事業を所管する課長（以下「継続事業所管課長」という。）が実施する。ただし、総務課長は、評価結果を確認した上で、必要に応じて、継続事業所管課長と事業の改善等について協議することができる。

4 中間評価の観点及び評価項目

中間評価は、必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 「必要性の観点からの評価」は、現状の課題に照らした妥当性から、別表3（1）に定める

基準に基づき実施する。

二 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表 3（１）に定める基準に基づき実施する。

三 「効率性の観点からの評価」は、限られた予算で効果を発揮するための取組状況から、別表 3（１）に定める基準に基づき実施する。

四 「総合評価」は、前 3 号の評価結果を踏まえ、別表 3（２）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

（１）効果の把握方法

中間評価においては、目的設定時に掲げた指標の目標の達成状況により、当該事業の効果・業績を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあつては、事業対象者の満足度を把握することなどにより、その効果を把握する。

（２）効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や用いたデータ等の出典、時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の推進途上においては、アンケート調査や各種委員会・審議会等における意見聴取、事業対象者へのヒアリング等により住民ニーズを継続的に把握し、必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 中間評価の実施の時期

継続事業所管課長は、総務課長が別に通知する日までに中間評価を実施する。

8 評価調書

（１）評価調書の様式

中間評価に用いる評価調書は、別紙様式 3 「事業評価調書」とする。

（２）評価調書の点検等

総務課長は、継続事業所管課長が作成した評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 中間評価結果の反映

継続事業所管課長は、評価結果を基に事業内容や事業の優先順位等を精査し、予算要求に反映させる。

10 中間評価結果の活用

継続事業所管課長は、中間評価結果を予算要求における説明資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用する。

(別表 3) 中間評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	
ア必要性	一現状の課題に照らした妥当性	a	必要性が高い(事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題に適切に対応している)
		b	一定の必要性がある(事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題にある程度(一部)対応している)
		c	必要性が低い(事業の目的が現状の課題に対応していない)
イ有効性	一事業目標の達成状況	a	有効性が高い(目標値に対する達成率が全て 100%以上)
		b	一定の有効性がある(a、c 以外の場合)
		c	有効性が低い(目標値に対する達成率の平均が 80%未満)
ウ効率性	一限られた予算で効果を発揮するための取組状況	a	効率性が高い(客観的に見て高い効果がある)
		b	一定の効率性がある(客観的な効果を示すことは難しいものの、効率性の向上に努めている)
		c	効率性が低い(事業の見直しが難しい)

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A	全ての観点が「a」判定の場合
B	評価結果が「A」、「C」判定以外の場合
C	全ての観点が「c」判定の場合

四 事後評価

1 事後評価の目的

事後評価は、事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、類似事業の企画立案に活用することを目的として実施する。また、施設設備事業については、施設等の効果的・効率的な利活用に有用な情報を得るために実施する。

2 事後評価の対象

事後評価は、目的設定をした事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として実施する。

一 大規模事業

総事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、令和元年度又は5年度に完了したもの

二 ソフト事業

最終年度決算額（見込みを含む。）が1千万円以上の事業で、令和6年度に完了したもの

3 事後評価の実施主体

事後評価は、評価対象終了事業を所管する課長（以下「終了事業所管課長」という。）が実施する。ただし、総務課長は、評価結果を確認した上で、必要に応じて、終了事業所管課長と評価の内容等について協議することができる。

4 事後評価の観点及び評価項目

事後評価は、有効性及び効率性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

一 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。

二 「効率性の観点からの評価」は、限られた予算で効果を発揮するための取組状況から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。

三 「総合評価」は、前2号の評価結果を踏まえ、別表4（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

（1）効果の把握の方法

事後評価においては、目的設定時に掲げた指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果・業績を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあつては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握する。

（2）効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や用いたデータ等の出典、時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の終了に当たっては、アンケート調査やヒアリング等により住民満足度を把握して有効性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 事後評価の実施の時期

終了事業所管課長は、総務課長が別に通知する日までに事後評価を実施する。

8 評価調書

(1) 評価調書の様式

事後評価に用いる評価調書は、別紙様式3「事業評価調書」とする。

(2) 評価調書の点検等

各部局の主管課長は、終了事業所管課長が作成した評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 事後評価結果の反映

終了事業所管課長は、評価結果を、当該事業により施設等を整備した場合においては施設の管理・運営に、それ以外の場合においては将来の類似事業の企画立案に反映させるものとする。

10 事後評価結果の活用

終了事業所管課長は、事後評価結果を、当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料として活用するものとする。

(別表 4) 事後評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	
ア有効性	一事業目標の達成状況	a	有効性が高い（目標値に対する達成率が全て 100%以上）
		b	一定の有効性がある（a、c 以外の場合）
		c	有効性が低い（目標値に対する達成率の平均が 80%未満）
イ効率性	一限られた予算で効果を発揮するための取組状況	a	効率性が高い（客観的に見て高い効果がある）
		b	一定の効率性がある（客観的な効果を示すことは難しいものの、効率性の向上に努めている）
		c	効率性が低い（事業の見直しが難しい）

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A	全ての観点が「a」判定の場合
B	評価結果が「A」、「C」以外の場合
C	全ての観点が「c」判定の場合

五 政策等の評価結果等の公表について

1 評価調書の公表

(1) 公表の事務

政策評価、施策評価、事業評価に係る評価調書については総務課長がこれを公表する。

(2) 公表の方法

評価調書は、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

(3) 公表の時期

公表は、次の各号に掲げる評価の対象毎に、当該各号に定める日までに公表する。

一 政策評価	9月末日
二 施策評価	9月末日
三 事業評価（中間評価・事後評価）	9月末日
四 当初予算に係る目的設定表	4月末日
五 補正予算に係る目的設定表	予算案の議会議決後速やかに公表

2 政策等の評価の実施状況及び政策等の評価結果の政策への反映状況に関する報告書（以下「報告書」という。）の公表

(1) 報告書の作成主体

総務課長は、政策等の評価について結果を取りまとめ、総合政策課長が別に通知する日までに総合政策課長へ提出する。総合政策課長は、他の評価結果と併せて、知事の報告書として作成する。

(2) 報告書の様式

条例第8条に規定する政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書は、別紙様式4「政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況」により報告する。

(3) 公表の実施主体及び公表の時期

教育委員会は、知事が報告書を作成して、議会に提出した後、速やかにこれを公表する。

(4) 公表の方法

報告書の公表は、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

3 県民意見への対応

公表した事項に関して県民から寄せられた意見・要望等については、当該政策等を所管する課が適切な対応を図るとともに、政策評価委員会に意見の概要を報告し、評価制度の改善につながるようその活用に努める。

六 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について

1 秋田県政策教育委員会への諮問に関する事項について

政策評価委員会への諮問事項は、政策等の評価結果及び評価制度とする。

2 政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みの整備について

政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるため、評価調書において、評価結果の政策等への反映方針を明らかにする。

教育委員会が行う政策等の評価に関する調書

様式 1	政策評価調書
様式 2	施策評価調書
様式 3	事業評価調書
様式 4	議会報告書（標準様式）

政策評価（令和〇年度）

政策評価調書

戦略				
幹事部局名		評価者		評価確定日

1 戦略のねらい

--

2 施策評価の結果

施 策	施策評価の結果			
	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)
目指す姿 1				
目指す姿 2				
目指す姿 3				
目指す姿 4				

※施策評価の結果：a、b、c、d、eの5段階で判定した結果

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由

※定量的評価：施策評価結果を点数化して平均点を算出し、A相当、B相当、C相当、D相当、E相当の5段階に判定する。

・施策評価結果の配点 a：4点、b：3点、c：2点、d：1点、e：0点

・判定基準（平均点） A相当：4点、B相当：3点以上4点未満、C相当：2点以上3点未満、D相当：1点以上2点未満、E相当：1点未満

※総合評価：定量的評価を基本とし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、総合的な観点からA、B、C、D、Eの5段階に判定する。

4 主な課題と今後の対応方針

目指す姿	課題（戦略の目標達成に向けた課題など）	今後の対応方針（重点的・優先的に取り組むべきこと）
1	など	など
2	など	など
3	など	など
4	など	など

※課題と今後の対応方針の各施策の詳細については、施策評価調書を参照

5 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和〇年度）

戦略			
目指す姿			
幹事部局名		担当課名	
評価者		評価確定日	

1 施策（目指す姿）のねらい（施策の目的）

--

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
②	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
③	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
④	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑤	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑥	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑦	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑧	【施策の方向性③】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑨	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑩	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑪	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑫	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									
⑬	【施策の方向性】	目標									
		実績									
	出典:	達成率									

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
	【定性的評価として考慮した点】

4 県民意識調査の結果

質問文						
調査年度		〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	〇〇〇〇 (RO)	前年度比
満足度						
満足度	肯定的意見					
	十分 (5点)					
	おおむね十分 (4点)					
	ふつう (3点)					
	否定的意見					
	やや不十分 (2点)					
	不十分 (1点)					
	わからない・無回答					
平均点						

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の 方向性	課題	今後の対応方針
①		
②		
③		

④		
⑤		

6 政策評価委員会の意見

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和○年度)

(様式3)

政 策					
目指す姿					
施策の方向性					
事業名				事業年度	年度～ 年度
部 局 名		課室名			
チーム名					

1 事業実施の背景及び目的

--

2 事業概要及び財源

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1					
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	0	0	0
国 庫 補 助 金					
県 債					
そ の 他					
一 般 財 源			0	0	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
目標a										
実績b										
b/a										

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	理由
----	----

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標設定ができない場合には「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する

判定	理由
----	----

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	理由
----	----

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	(前回の参考結果)
----	-----------

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

(2) 今後の対応方針

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標設定ができない場合には「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する

判定	理由
----	----

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	理由
----	----

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

[実施機関を記載]

政策等の評価の実施状況及び
評価結果の政策等への反映状況

[評価の種類（名称）を記載]

ア 実施状況

① 対象

② 実施時期

③ 評価に用いたデータ等

④ 評価に用いた観点及び判定基準

イ ○○評価結果の概要及び評価結果の反映状況

--

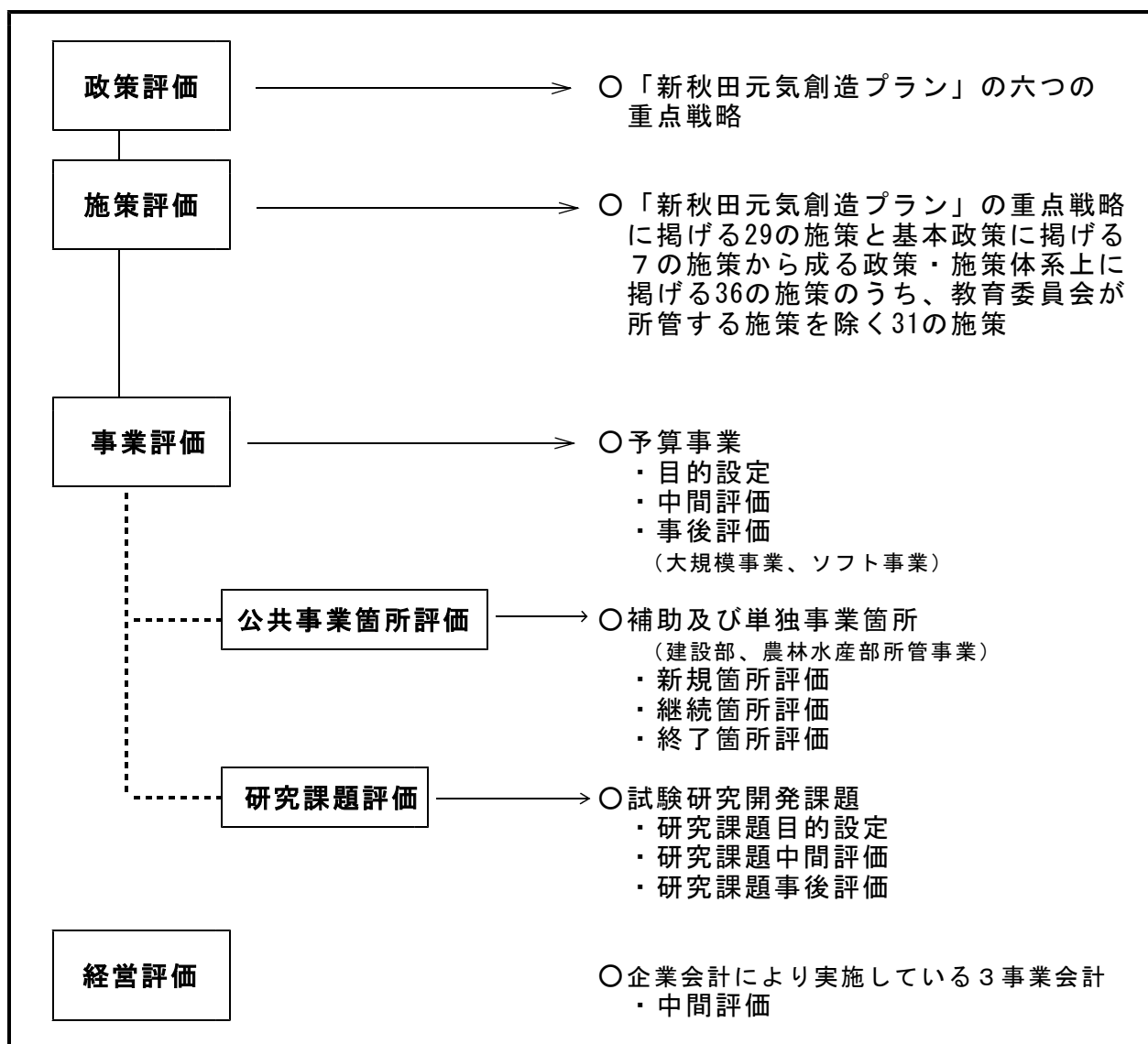
（参考資料）

1 評価の体系及び実施主体・対象等一覧

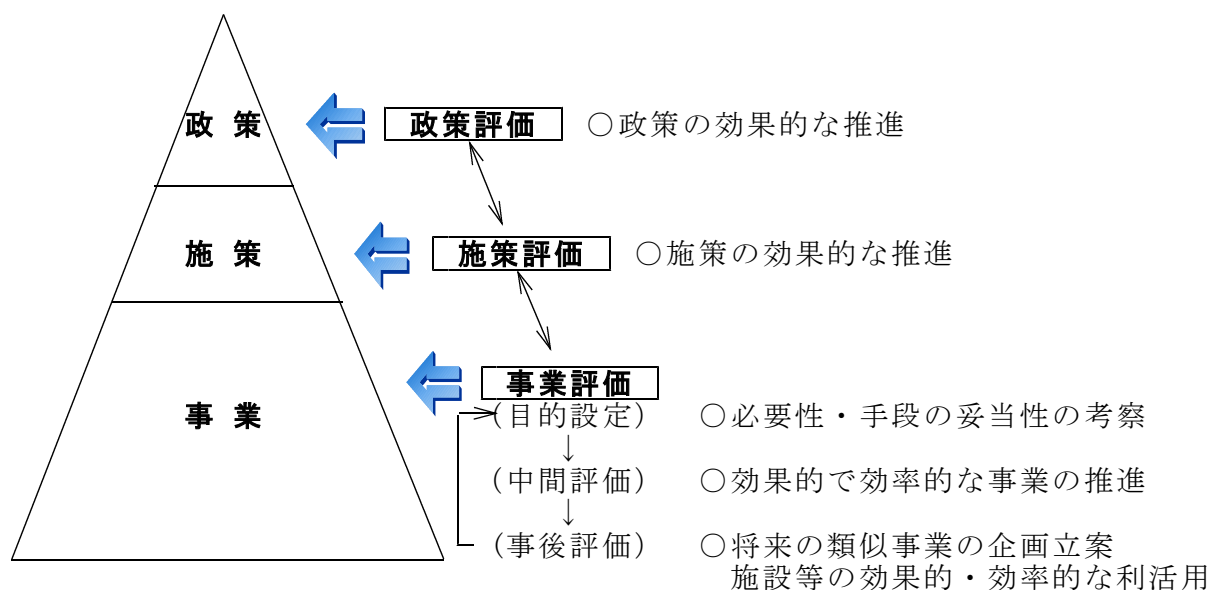
（１）知事が行う政策等の評価の体系

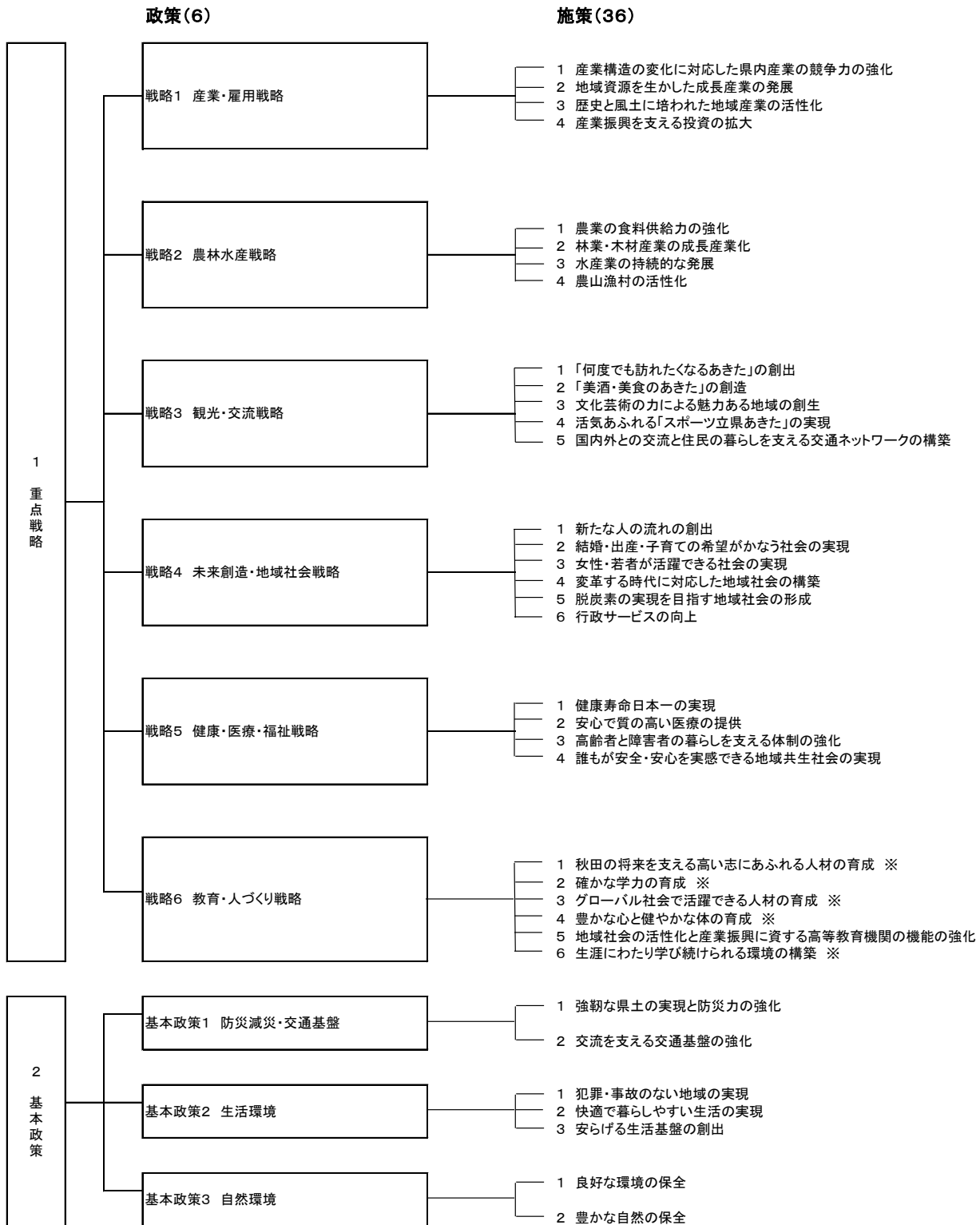
（２）政策等の評価の実施主体・対象等一覧

1 (1) 知事が行う政策等の評価の体系



■評価の体系と目的





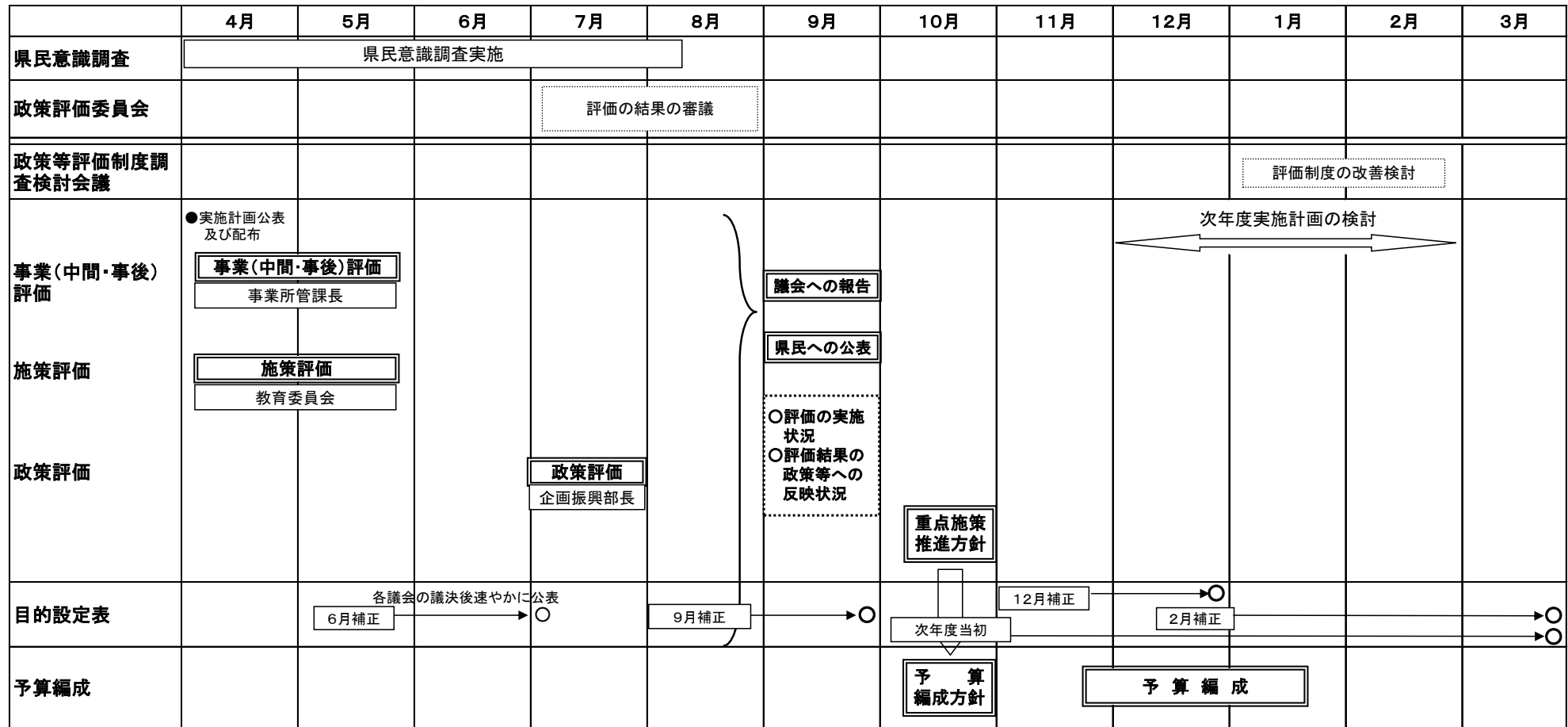
(参考資料)

2 政策評価等の年間スケジュール 及び作業手順

(1) 政策評価等の年間スケジュール

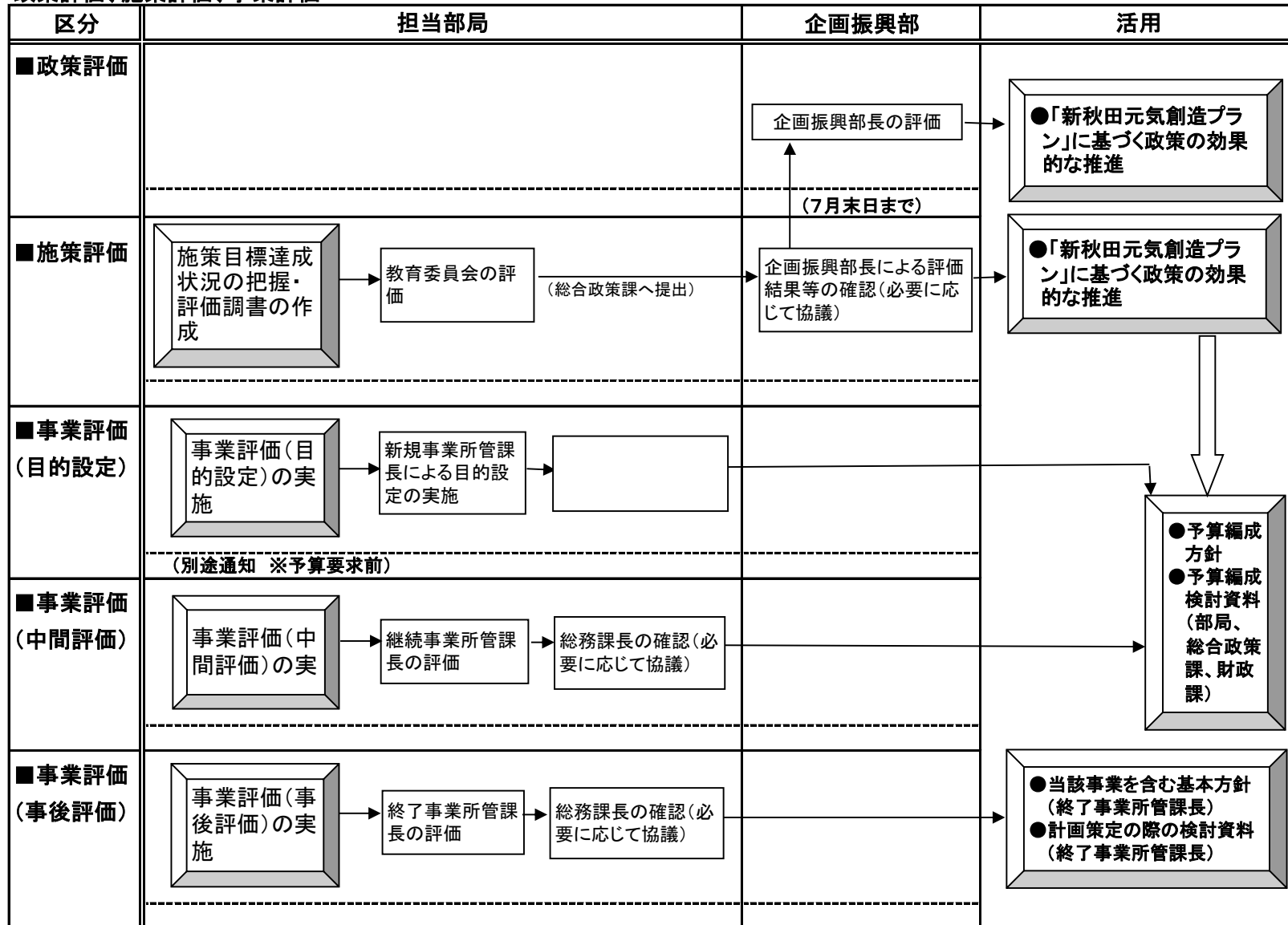
(2) 作業手順（フロー図）

2(1) 政策評価等の年間スケジュール



2(2) 作業手順(フロー図)

政策評価、施策評価、事業評価



(参考資料)

3 政策・施策評価の幹事部局 及び評価コード一覧

「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」政策・施策体系一覧

政策分類	戦略	戦略名	目指す姿	施策の方向性	政策幹事部局	目指す姿幹事部局	担当課室
重点戦略	1	産業・雇用戦略	産業構造の変化に対応した県内産業の競争力の強化	1 経営資源の融合と事業承継の促進	産業労働部 (地域産業振興課)	産業労働部 (地域産業振興課)	産業政策課
				2 デジタル技術の活用促進			デジタルイノベーション戦略室
				3 産学官連携による研究開発の推進			地域産業振興課
				4 地域経済を牽引する県内企業の育成			地域産業振興課
				5 アジア等との貿易の促進			商業貿易課
				6 産業人材の確保・育成			雇用労働政策課
				7 起業の促進と小規模企業の振興			産業政策課
							商業貿易課
		2 地域資源を生かした成長産業の発展		1 輸送機関関連産業の振興		産業労働部 (地域産業振興課)	輸送機産業振興室
				2 新エネルギー関連産業の振興			クリーンエネルギー産業振興課
				3 情報関連産業の振興			デジタルイノベーション戦略室
				4 医療福祉・ヘルスケア関連産業の振興			地域産業振興課
		3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化		1 食品製造業の振興 ※戦略3に再掲		産業労働部 (商業貿易課)	食のあきた推進課
				2 伝統的工芸品等産業の振興			地域産業振興課
				3 商業・サービス業の振興			商業貿易課
				4 建設産業の振興			建設政策課
				5 環境・リサイクル産業の振興			技術管理課
		4 産業振興を支える投資の拡大		1 企業立地等の促進		産業労働部 (産業集積課)	クリーンエネルギー産業振興課
				2 港湾施設の整備			産業集積課
	2	農林水産戦略	1 農業の食料供給力の強化	1 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成	農林水産部	農林水産部 (農林政策課)	農林政策課
				2 持続可能で効率的な生産体制づくり			農業経済課
				3 マーケットに対応した複合型生産構造への転換			農林政策課（公設試）
				4 戦略的な米生産と水田のフル活用の推進			水田総合利用課
				5 農産物のブランド化と流通・販売体制の整備			園芸振興課
			2 林業・木材産業の成長産業化	1 次代を担う人材の確保・育成			園芸振興課
				2 再造林の促進			農地整備課
				3 木材の生産・流通体制の整備と利用の促進			園芸振興課
				4 森林の有する多面的機能の発揮の促進			園芸振興課
			3 水産業の持続的な発展	1 次代を担う人材の確保・育成		農林水産部 (水産漁港課)	畜産振興課
				2 つくり育てる漁業の推進			水田総合利用課
				3 漁業生産の安定化と水産物のブランド化			秋田米ブランド推進室
				4 漁港・漁場の整備			園芸振興課
			4 農山漁村の活性化	1 中山間地域における特色ある農業の振興		農林水産部 (農山村振興課)	農業経済課
				2 地域資源を生かした多様な農村ビジネスの促進			販売戦略室
				3 新たな兼業スタイルによる定住の促進			森林資源造成課
				4 多面的機能を有する里地里山の保全			農林政策課（公設試）
							森林木材産業課
	3	観光・交流戦略	1 「何度でも訪れたくなるあきた」の創出	1 自立した稼く観光エリアの形成	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部 (誘客推進課)	森林資源造成課
				2 ターゲットの的確な把握と効果的な誘客プロモーションの展開			農林政策課（公設試）
				3 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進			森林木材産業課
				4 旅行者の多様なニーズに応じた受入態勢の整備			森林資源造成課
				5 戦略的なインバウンド誘客の推進			森林環境保全課
			2 「美酒・美食のあきた」の創造	1 消費者ニーズを捉えたオリジナル商品の開発と秋田の「食」のブランド化		観光文化スポーツ部 (食のあきた推進課)	水産漁港課
				2 食品製造業の振興			農林政策課（公設試）
				3 多様な流通チャネルを活用した県産食品の販売の促進			水産漁港課
				4 秋田の「食」の魅力を発信と誘客への活用			農林政策課（公設試）
			3 文化芸術の力による魅力ある地域の創生	1 あきた芸術劇場を核とした文化芸術の発信とにぎわいづくり		観光文化スポーツ部 (文化振興課)	水産漁港課
				2 文化芸術活動の促進と次代を担う人材の確保・育成			水産漁港課
				3 文化芸術を通じた交流人口・関係人口の拡大			水産漁港課
			4 活気あふれる「スポーツ立県あきた」の実現	1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進		観光文化スポーツ部 (スポーツ振興課)	水産漁港課
				2 スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大			農山村振興課
			5 国内外との交流と住民の暮らしを支える交通ネットワークの構築	3 全国・世界で活躍できるアスリートの発掘と育成・強化		観光文化スポーツ部 (交通政策課)	園芸振興課
				4 スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備			文化振興課
				1 幹線鉄道の整備の促進とフェリー航路の維持・拡充			文化振興課
				2 航空路線の維持・拡充			スポーツ振興課
				3 利便性の高い地域公共交通網の形成			スポーツ振興課
	4	未来創造・地域社会戦略	1 新たな人の流れの創出	4 スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備	あきた未来創造部	あきた未来創造部 (移住・定住促進課)	スポーツ振興課
				1 首都圏等からの移住の促進			交通政策課
				2 人材誘致の推進と関係人口の拡大			交通政策課
				3 若者の県内定着・回帰の促進			誘客推進課
							交通政策課
			2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現	1 結婚・出産・子育てを前向きに捉える気運の醸成		あきた未来創造部 (次世代・女性活躍支援課)	道路課
				2 出会い・結婚への支援			移住・定住促進課
				3 安心して出産できる環境づくり			建築住宅課
				4 安心して子育てできる体制の充実			移住・定住促進課
			3 女性・若者が活躍できる社会の実現	1 男女共同参画の推進		あきた未来創造部 (次世代・女性活躍支援課)	地域づくり推進課
				2 あらゆる分野における女性の活躍の推進			生涯学習課
				3 若者のチャレンジへの支援			高校教育課
			4 変革する時代に対応した地域社会の構築	1 優しさ多様性に満ちた秋田づくり		あきた未来創造部 (あきた未来戦略課)	移住・定住促進課
				2 地域住民が主体となった地域コミュニティづくり			次世代・女性活躍支援課
				3 多様な主体による協働の推進			次世代・女性活躍支援課
				4 持続可能でコンパクトなまちづくり			地域づくり推進課

政策分類	戦略コード	戦略名	実施コード	目指す姿名	実施の方向性	政策幹事部局	目指す姿幹事部局	担当課室
重点戦略	4	未来創造・地域社会戦略	5	脱炭素の実現を目指す地域社会の形成	1 脱炭素化に向けた県民運動の推進	あきた未来創造部	生活環境部 (温暖化対策課)	温暖化対策課 環境管理課 建築住宅課
					2 持続可能な資源循環の仕組みづくり			環境整備課 環境管理課 温暖化対策課 下水道マネジメント推進課
			6	行政サービスの向上	1 デジタル・ガバメントの推進		企画振興部 (デジタル政策推進課)	デジタル政策推進課
					2 県・市町村間の協働の推進			市町村課 下水道マネジメント推進課
			5	1 健康寿命日本一の実現	1 健康づくり県民運動の推進	健康福祉部	健康福祉部 (健康づくり推進課)	健康づくり推進課
					2 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進			健康づくり推進課
					3 特定健診・がん検診の受診の促進			健康づくり推進課
					4 高齢者の健康維持と生きがいづくり			長寿社会課 健康づくり推進課
				2 安心で質の高い医療の提供	1 医療を支える人材の育成・確保		健康福祉部 (医療事業課)	医療事業課 医療人材対策室
					2 地域医療の提供体制の整備			医療事業課
					3 総合的ながん対策・循環器病対策の推進			健康づくり推進課
					4 広大な県土に対応した三次医療機能の整備			医療事業課
					5 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保			医療事業課 感染症特別対策室 保健・疾病対策課
				3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化	1 介護・福祉人材の確保・育成と労働環境の改善の促進		健康福祉部 (長寿社会課)	地域・家庭福祉課 長寿社会課 障害福祉課 長寿社会課 障害福祉課 福祉政策課
					2 介護・福祉基盤の整備			福祉政策課
					3 医療・介護・福祉の連携の促進			長寿社会課
					4 高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止の推進			長寿社会課
					5 認知症の人と家族を地域で支える体制づくり			長寿社会課
					6 障害者の地域生活と社会参加に向けた環境づくり			地域・家庭福祉課 障害福祉課
			4	誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現	1 包括的な相談支援体制の整備	健康福祉部 (地域・家庭福祉課)	健康福祉部 (地域・家庭福祉課)	地域・家庭福祉課
					2 総合的な自殺予防対策の推進			保健・疾病対策課
					3 児童虐待防止対策と里親委託の推進			地域・家庭福祉課
					4 子どもの貧困対策の推進と生活困窮者の自立に向けた支援			地域・家庭福祉課
					5 ひきこもり状態にある人を支える体制づくり			障害福祉課
					6 多様な困難を抱える人への支援			地域・家庭福祉課 障害福祉課 長寿社会課 国保医療室 障害福祉課 保健・疾病対策課
基本政策	6	教育・人づくり戦略	1	秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成	1 地域に根ざしたキャリア教育の推進	教育庁	教育庁 (高校教育課)	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
					2 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進			高校教育課
			2	確かな学力の育成	1 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進		教育庁 (総務課)	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 幼保推進課
					2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進			総務課
					3 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進			総務課施設整備室
					4 魅力的で良質な教育環境づくり			義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
					5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進			生涯学習課 保健体育課
			3	グローバル社会で活躍できる人材の育成	1 グローバル化に対応した英語教育の推進		教育庁 (高校教育課)	高校教育課 保健体育課
					2 多様な国際教育の推進			高校教育課
					3 県民の国際理解の促進と多文化共生の推進			国際課
			4	豊かな心と健やかな体の育成	1 規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進		教育庁 (特別支援教育課)	義務教育課 高校教育課 生涯学習課 特別支援教育課
					2 インクルーシブ教育システムの推進			保健体育課
			5	地域社会の活性化と産業振興に資する高等教育機関の機能の強化	1 多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進		あきた未来創造部 (高等教育支援室)	高等教育支援室
					2 次代を担う学生の確保と人材育成への支援			高等教育支援室
			6	生涯にわたる学び続けられる環境の構築	1 多様な学びの場づくり		教育庁 (生涯学習課)	生涯学習課 文化振興課
					2 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用			生涯学習課文化財保護室
	7	防災減災・交通基盤	1	強靱な県土の実現と防災力の強化	1 災害に対応できる道路、鉄道等の交通基盤の整備	建設部	建設部 (建設政策課)	道路課 港湾空港課 交通政策課
					2 大規模地震に備えた耐震化の推進			下水道マネジメント推進課、 道路課 建築住宅課
					3 頻発化・激甚化する水災害に備えた流域治水対策の推進			下水道マネジメント推進課、 河川砂防課 農地整備課 森林環境保全課 都市計画課
					4 県民の生命と財産を守る安全な地域づくり			道路課 河川砂防課 港湾空港課 農地整備課 森林環境保全課
					5 インフラ施設の長寿命化の推進			都市計画課 下水道マネジメント推進課 道路課 河川砂防課 港湾空港課 農地整備課 水産漁港課 森林環境保全課
					6 地域における防災活動の促進			総合防災課
			2	交流を支える交通基盤の強化	1 高速道路等の整備		建設部 (建設政策課)	道路課
					2 港湾施設の整備			港湾空港課
			8	生活環境	1 防犯意識の向上と防犯活動の促進	生活環境部	生活環境部 (県民生活課)	県民生活課 警察本部 生活安全企画課
					2 犯罪被害者等への支援			県民生活課 警察本部 警務課
					3 「人優先」を基本とした交通安全対策の推進			県民生活課 警察本部 交通企画課
					4 総合的な雪対策の推進			県民生活課
			1	犯罪・事故のない地域の実現	5 自立した消費者の育成と消費者被害の防止			県民生活課 警察本部 生活安全企画課

政策分類	戦略コード	戦略名	目指す姿	実施の方向性	政策幹事部局	目指す姿幹事部局	担当課室	
基本方針	8	生活環境	2 快適で暮らしやすい生活の実現	1 食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援	生活環境部	生活環境部 (生活衛生課)	生活衛生課	
				2 生活衛生事業者への支援			生活衛生課	
				3 人と動物が共生する地域づくり			生活衛生課	
				4 空き家対策の推進			地域づくり推進課	
				5 情報通信インフラ等の整備の促進			デジタル政策推進課	
		3 安らげる生活基盤の創出	1 安全・安心を支える生活道路の整備	建設部 (建設政策課)		道路課		
	2 良好な生活排水処理基盤の整備		都市計画課					
	3 安らぎと潤いのある空間づくり		下水道マネジメント推進課					
	9	自然環境	1 良好な環境の保全	1 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進		生活環境部	生活環境部 (環境管理課)	環境管理課
				2 八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進				環境整備課
			2 豊かな自然の保全	1 生物の多様性の確保と自然公園等の適正な管理	生活環境部 (自然保護課)		環境管理課	
				2 野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進			八郎湖環境対策室	
自然保護課								
自然保護課 水田総合利用課 水産漁港課 森林環境保全課								